

## <始業・登下校>

- 始業は8時30分とする。8時25分の予鈴までに登校し着席する。ただし、朝学習等実施の場合は、各学年等で決められた時刻までに着席すること。
- 通学は、徒歩・自転車および公共の交通機関を利用すること。自転車での通学時は、必ずヘルメットを着用すること。
- 欠席・遅刻の連絡は、保護者が、8時20分までに「欠席・遅刻連絡用メールアドレス」(別途通知)へのメール、または、8時00分～8時20分の間に電話(03-3631-1815)で行う。  
※あらかじめわかっている場合には、保護者に生徒手帳などに事情を記入・押印してもらい、事前に担任に連絡すること。
- 5～10分程度の交通機関の遅延は、原則として遅刻の免除にはならない。余裕をもって家を出ること。
- 登校後は原則として下校時刻まで無断で外出しない。やむを得ない事情がある場合は、担任の先生に外出許可をもらった上で出ること。
- 終学活・清掃終了後、委員会や部活動など諸活動のない生徒は、速やかに下校する。放課後に諸活動がある場合でも、最終下校時刻(17時00分)を守ること。なお、部活動残留許可願いが出ている場合は、18時00分完全下校とする。
- 登下校中に、買い物や買い食いをしたり、寄り道(立ち話を含む)したりすることは控えること。このきまりは校外活動(校外学習や部活動における大会なども含む)においても適用される。

## <服装>

- 全学校教育活動(登下校時も含む)において、生徒の服装は制服とする。校外における学校行事や部活動の際も、特に学校からの指示がない限り、制服を着用する。
- 冬服(正装)(10月～5月) ※移行期間を設ける。
  - (男子)学生服(つめえり型上衣、ズボン)、上衣の下は白無地のワイシャツとする。校章は学生服の左詰襟に付ける。
  - (女子)ブレザー、スカートまたはスラックス、ブレザーの下は白無地のブラウスまたは白無地のワイシャツとする。指定のリボンを付けること。校章はブレザーの左襟に付ける。ただし、スラックス着用時は指定のリボンまたはネクタイを付けること。体調を考えて黒のストッキングを着用してもよい。
  - ※登下校時は、指定の学生服・ブレザーを必ず持参すること。
  - ※儀式的行事等においては、指定の学生服・ブレザーを必ず着用する(ホック・ボタンをしっかり閉めること)。
- セーター:男子つめえり型上衣の下に、女子はブレザーの下に、無地で紺・黒・白・グレー・茶のセーター等を着用してもよい。セーター等が上着から出ないようにする。ただし、トレーナーは指定されていない運動着とみなし、年間を通じて着用は認めない。
- 夏服(6月～9月) ※移行期間を設ける。
  - (男子)本校指定のズボン、白無地のワイシャツ(半袖・長袖可)。開襟シャツは禁止する。
  - (女子)本校指定のスカートまたはスラックス、白無地のブラウスまたはワイシャツ(半袖・長袖可)に、指定のリボンを付けること。スラックス着用時は指定のリボンまたはネクタイを付けること。
- その他(年間を通じて)
  - セーターのみの登下校、フード付きパーカーの登下校は禁止とする。
  - 男子はベルトを着用する。色は黒・茶の地味な色とする。
  - 無地で紺・黒・白・グレー・茶のベストを着用してもよい。
  - 上履き・体育館履きは指定のものを使用し、所定の位置(つま先・かかと・ペロの裏側)に必ず記名する。  
※かかをつぶしたり、靴ひもを外したりしない。

□通学靴は運動靴または黒か茶色の革靴とする。飾りのあるもの、かかとの高いものは禁止する。運動靴については特に色は定めないが、通学にふさわしいものとする。

#### <カバン・体育着・持ち物>

□体育着は指定のものを着用する。

※季節に応じて、半袖・長袖等の使用を体育科教員から指示する。

※シャツ出しや袖・すそのまくり上げなど、だらしない着こなしはしない。

□持ち物には必ず記名し、自己管理を徹底すること。

□ロッカーには鍵（南京錠）をかける。

□原則として、現金は学校に持ってこない。どうしても必要な場合（物品購入時や検定申し込みなど、現金の持参が必要な場合）は、必要最小限にすること。

□貴重品の管理には、各自充分気を付けること。

□学校生活に必要な無い物や不要な貴重品は持ってこない。なお、このきまりは校外活動（校外学習や部活動における大会なども含む）においても適用される。

#### <頭髪・身なり>

□男女ともに清潔な髪型・身なりにする。

※髪で眼が完全に隠れることがないようにする。

□パーマ・染色・脱色は禁止する。

□爪に手を加えたり、化粧をしたり、香水をつけたりしない。

□ピアス、ネックレス、ブレスレット、指輪等のアクセサリーは身に着けない。

□制汗スプレーなどの過度の使用は控えること。

→以上のことが目に余る場合は指導の対象となります。

#### <学校生活>

□挨拶は社会生活の基本である。大きな声で自分から積極的に挨拶をすること。

□原則として、用事のない他の教室・フロアへの出入りはしない。

□エレベーターは利用しない。健康等の理由により特別に許可された場合に限り、利用を認める。

□清掃活動は、清掃監督の先生のところに行き、清掃開始の旨を伝えてから始め、終了時には全員で挨拶をする。

#### <部活動>

□入部届の出していない生徒は、部活動に参加することはできない。

□入部した部活動を途中でやめる場合は、担任と顧問の許可をもらったのち、退部届を提出する。退部届を出さな  
いまま退部することは認めない。

□兼部は双方の顧問の許可を得てから行うこと。許可を得たのち、担任と新しく入部する部活動の顧問に入部届を  
提出する。また、十分に活動できない兼部は避けること。